

第1回 高森高校マンガ学科 特別講演

令和6年3月18日(月)、住民の皆様の高森高校に対する理解を深め、町民とすすめる「高校の魅力化」を推進することを目的として、高森町教育委員会主催「第1回高森高校マンガ学科特別講演」を開催しました。

当日は、高森高校生、高校関係者、地域住民ら約100名以上の参加がありました。オープニングイベントでは、096k熊本歌劇団によるパフォーマンスが披露され、会場が和やかな雰囲気になりました。

基調講演では、㈱熊本コアミックス代表取締役社長 持田修一氏が、「高森高校マンガ学科の人材育成の取組」という演題で、コアミックスで展開されている事業や本町との連携事業、高森高校マンガ学科へのサポート体制などについて講演されました。その後、持田修一氏、片山紗雪氏(096k熊本歌劇団)、西村勇気氏(TKUアナウンサー)、草原俊明氏(高森高等学校長)の4名のパネラーによるパネルディスカッションが行われ、「高森高校マンガ学科と地域活性化の展望」をテーマに、「育てる・演じる・伝える」というそれぞれの立場から、高森高校が担う地域活性化への展望や、在学生への提言やエールをいただきました。

高森高校の魅力为全国に発信する為に、高校生自らが担うことができる役割や、地元にはなくてはならない高森高校の役割を考える、貴重な講演となりました。



基調講演



パネルディスカッション



パフォーマンス



会場様子

消費生活相談員

多様化する消費者トラブルの身近な窓口として高森町と南阿蘇村で連携し消費生活相談窓口を設置しています。本年度も高森町役場では毎週月・水・金曜日の9時～16時を消費生活相談員による相談日としておりますので、小さなお困りごとなどからお気軽にご相談ください。



平田 恭朗

農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員として農業委員と連携し、担い手確保や耕作放棄地の解消に努めてまいります。



甲斐 直善

雨水湛水実証事業 (ふるさと応援活用事業)

雨水を有効活用して地下水を増やしましょう。

本年から、稲作期間中に排水口のせき板を通常より5cmほど高くすることで雨水を有効活用した地下水涵養実証事業に協力いただける稲作農家の方に10aあたり3,000円を補助します。

対象農地等、詳しくは下記をご覧ください、取組みに協力いただける方は5月31日(金)までに農林政策課へ申請書の提出をお願いします。

対象地域: 大字高森、大字色見、大字上色見

対象水田: 用水をボーリングによる地下水で賄っている水田

実施期間: 田植え後30日から稲刈り30日前まで(6月から8月の60日間)

実施内容: ①上記期間中は排水口のせき板を通常より5cm高とした状態を保ってください。

②農林政策課で配布する雨水湛水の看板をほ場に立ててください。

③東海大学農学部が実施する調査にご協力ください。(一部農家対象)

注 意 点: ①せき板は各自で準備をお願いします。

②実施期間中の中干しは行わないでください。

③この取組み実施で水稲の倒伏や減収、畦畔のくずれ、コンバインのはまりこみなどが発生しても町からの補償はありません。

④畦畔の崩れを防止するため、できるだけ畔塗りを行ってください。

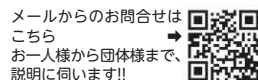


通常より高く設定したせき板のイメージ

里親制度をご存知でしょうか～里親制度は、子どもの幸せや社会の未来に大きく関わる重要な制度です～

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。日本には約4万2千人、熊本には、約650人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、さまざまなサポートを受けながら養育するのが「里親制度」です。この制度は、ボランティアではなく一定期間子どもを養育する児童福祉法に位置付けられた公的なものです。

熊本では、里親が不足しているという現状があります。また、里親制度の社会的認知度は低く、多くの方にこの制度のことを知ってもらいたいと私たちは考えます。これを機会に「里親制度」について詳しく聞いてみませんか？



メールからのお問合せはこちら
お一人様から団体様まで、説明に伺います!!
☎ 096-383-8100

役場宿直業務の委託について

宿直業務委託開始日

令和6年4月1日(月)から

令和6年4月1日から役場宿直業務を民間警備会社へ委託しております。内容については下記のとおりとなりますが、前例のない取り組みとなるため、ご心配をお掛けすることもあるかと思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

委託理由

(1) 警備体制の強化

警備のプロに時間外中の庁舎防犯管理を委託することで、より安心した体制を構築します。なお、有事の際は警備員及び職員が出動して対応します。

(2) 時代に沿った業務形態

職員の働き方改革によるものが主な理由ですが、本町の取り組みは、人件費削減にも寄与できるよう全てシステムによる管理体制とします。

主な変更点

(1) 時間外における電話の転送

平日午後5時30分以降の電話については、代表電話(62-1111)のみ委託会社へ転送されます。内容の聴き取りをし、必要に応じて当日又は翌日以降に役場担当者から折り返します。

(2) 時間外における自動ドアのロック

平日午後5時30分以降及び休祝日については、防犯上の観点から自動ドアをロックします。なお、時間外の届出等については正面玄関から入室できるよう対応します。

※休祝日の日直業務は職員が対応しますので、死亡届等がある場合には事前に下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

休祝日に死亡届等がある場合の連絡先 ☎ 0967-62-1111